

入札参加資格確認資料作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」によって、平成29年7月1日より徳島県電子入札システムでは、一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、入札参加資格確認資料の提出様式をエクセルファイルに変更しています。

エクセルファイルには「**入札参加資格確認票**」が別シートにありますのでご注意ください。

このエクセルファイルでは、入札に参加しようとする者が記述しなければならぬ箇所を薄い黄色で着色しています。

入札参加資格確認資料の審査は、**A4用紙に印刷**して行います。
このため、**印刷設定、書式等の変更は絶対に行わない**でください。

入札参加資格確認資料を作成後は、**印刷した状態**で必要事項が記載されているか、記述した内容が読み取れるか等を**必ず確認**してください。（エクセルでは、パソコン画面の表示どおりに印刷されないことがあります。）

入札参加資格確認資料は、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

(様式1)

入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

委 託 業 務 名 R4企電 工事資材単価特別調査業務(2)

現時点において、上記委託業務の入札公告に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査を受け、入札公告日及び開札日時点において資格を有すると認められている者で、営業種目「検査・分析・調査業務」中の「市場調査」に登録されている者であること。
- ③ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- ④ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑦ 平成29年度以降に四国内において、国又は県が発注した、同種業務(注1)又は類似業務(注2)を受注し、入札公告日までに完了した実績を有する者であること。

※注1 同種業務とは、「公共事業積算に係る材料単価の価格調査に関する業務」とする。

※注2 類似業務とは、「建設関連分野の価格に関する統計調査に関するもので、対面方式で調査対象データ数が1000以上(1業務当り)の規模の業務」とする。

- ⑧ 配置予定技術者として、次の条件を全て満たす者を配置できること。
 - ア 本業務に配置される予定の技術者を3名(その内の1名を管理技術者とする)とし、全ての技術者が同種業務又は類似業務について、平成29年度以降から入札公告日までの間に業務を完了した実績を有すること。
 - イ 本業務において配置される予定の管理技術者の手持ち業務の契約金額の合計が入札公告日時点において、5億円未満かつ契約件数が10件未満であること。(※手持ち業務については、携わっている全ての業務を計上すること。)
 - ウ 入札公告日時点において、本業務に配置される予定の技術者と会社との間に直接的、恒常的な雇用関係があること。